

見附市告示第159号

見附市火災警報発令規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和7年12月26日

見附市長 稲田亮

見附市火災警報発令規程の一部を改正する規程

見附市火災警報発令規程（昭和40年見附市告示第19号）の一部を次のように改正する。

第2条中「または」を「又は」に改め、同条中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とし、同号の次に次の1号を加える。

（3）林野火災注意報の発令指標に加え、強風注意報が発表されているとき。

第3条の見出し中「および」を「及び」に改め、同条第1項中「消防信号および」を「消防防災スピーカー及び」に、「すみやか」を「速やか」に改め、同条第2項第1号中「新潟県県民生活・環境部防災局消防課予防係」を「新潟県防災局消防課予防係」に改める。

第4条中「第29条」の次に「及び第29条の9」を加える。

附 則

この規程は、令和8年1月1日から施行する。